

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 12 日

案件名	総合計画等の進行管理の1次評価について																							
所管	企画財政	局区	企画	部	企画政策	課	担当者		内線															
概要	<p>「新・相模原市総合計画」及び「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的かつ効率的に推進するため、総合計画及び総合戦略の成果目標等の達成度等を評価・検証し、継続的な改善活動と総合計画及び総合戦略の円滑な推進に資することを目的として、進行管理を実施する。</p> <p>局区内評価会議で行った自己評価(1次評価)の妥当性等について審議するもの。</p>																							
審議内容(論点)	1次評価結果等について																							
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名																						
審議日	関係課長会議	年	月	日	政策調整会議	年	月	日																
	局・区政策会議	年	月	日	政策決定会議	年	月	日																
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供																		
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供																			
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等																					
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目			調整状況																	
		各局・区等		総合計画進行管理1次評価・改善工程表			局内評価会議において左の調整項目を決定																	
	打合せ・会議の経過																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>会議名等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>										月日	会議名等	内容												
月日	会議名等	内容																						
備考																								
関係課長会議の結果等	進行管理の仕組みを構築する中で、各局による評価結果を政策会議に諮ることとしているため、関係課長会議には付議していない。(庁議システムの見直しに伴い政策調整会議に付議するもの)																							
関係課長会議の出席課・機関等																								
これまでの庁議での主な意見																								

## 事案の具体的な内容

### (1) 事案の概要

「新・相模原市総合計画」及び「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的かつ効率的に推進するため、総合計画及び総合戦略の成果目標等の達成度等を評価・検証し、継続的な改善活動と総合計画及び総合戦略の円滑な推進に資することを目的として、進行管理を実施する。

局区内評価会議で行った自己評価（1次評価）の妥当性等について審議するもの。

### (2) 事業スケジュール（予定）

- ・令和元年 7月～ 総合計画審議会（2次評価及び改善工程表について審議）
- ・令和元年11月 総合計画審議会からの建議
- ・令和2年 1月 庁議（対応方針及び改善工程表の確定）
- ・令和2年 2月 結果の公表

### (3) 結果の概要

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 別紙 資料1     | 進行管理シート・改善工程表一覧                |
| 別紙 資料2 - 1 | 令和元年度 総合計画・総合戦略進行管理 1次評価（結果集計） |
| 別紙 資料2 - 2 | 令和元年度 総合計画・総合戦略進行管理 1次評価結果案一覧  |
| 別紙 資料3     | 令和元年度 総合計画・総合戦略進行管理 1次評価分析     |

進行管理シート・改善工程表 一覧

資料1

施策 名称		総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)	モニタリング (改善工程)	所管
誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市					
01	地域福祉の推進	B			健康福祉局
02	援護を必要とする人の生活安定と自立支援	A		-	健康福祉局
03	子どもを生みやすい環境の整備	A			こども・若者未来局
04	子育て環境の充実	A			こども・若者未来局
05	青少年の健全育成	A		-	こども・若者未来局
06	高齢者の社会参加の推進	B			健康福祉局
07	高齢者を支える地域ケア体制の推進	A			健康福祉局
08	障害者の自立支援と社会参加	A			健康福祉局
09	障害児の支援	A			健康福祉局
10	健康づくりの推進	B			健康福祉局
11	医療体制の充実	A		-	健康福祉局
12	保健衛生体制の充実	A			健康福祉局
13	市民生活の安全・安心の確保	A		-	市民局
14	災害対策の推進	B			危機管理局
15	消防力の強化	B			消防局
学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市					
16	学校教育の充実	A		-	教育局
17	家庭や地域における教育環境の向上	B			教育局
18	生涯学習の振興	B			教育局
19	生涯スポーツの振興	A			教育局
20	文化の振興	A			市民局
21	国際化の推進	B			総務局
22	人権尊重・男女共同参画の推進	B			市民局
23	世界平和の尊重	B			総務局
やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市					
24	地球温暖化対策の推進	A			環境経済局
25	環境を守る担い手の育成	A			環境経済局
26	資源循環型社会の形成	B		-	環境経済局
27	廃棄物の適正処理の推進	A		-	環境経済局
28	水源環境の保全・再生	B			環境経済局
29	人と自然が共生する環境の形成	A			環境経済局
30	生活環境の保全	A			環境経済局
31	快適な都市空間の創造	B			環境経済局
32	雇用対策と働きやすい環境の整備	A			環境経済局
33	地域経済を支える産業基盤の確立	A			環境経済局
34	新産業の創出と中小企業の育成・支援	A			環境経済局
35	商業・サービス業の振興	A			環境経済局
36	都市農業の振興	B			環境経済局
37	魅力ある観光の振興	B			環境経済局
活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市					
38	計画的な土地利用の推進	B			都市建設局
39	広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	A			都市建設局
40	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	C			都市建設局
41	広域的な交流を支える交通体系の確立	B			都市建設局
42	地域を支える交通環境の充実	B			都市建設局
43	公共交通を中心とする交通体系の確立	A			都市建設局
44	魅力ある景観の保全と創造	A		-	都市建設局
45	安全で快適な住環境の形成	B			都市建設局
46	基地の早期返還の実現	A			総務局

# 進行管理シート・改善工程表 一覧

資料1

施策 名称		総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)	モニタリング (改善工程)	所管
市民とともに創る自立分権都市					
47	分権型のまちづくりの推進	B			市民局
48	皆で担うまちづくりの推進	B			市民局
49	行政サービス提供体制の充実	B			市民局
50	市民と行政のコミュニケーションの充実	B			総務局

50施策

16施策

9施策

## 令和元年度 総合計画・総合戦略進行管理 1次評価 (結果集計)

## 【総合計画】

## 成果指標結果

評価	平成30年度実績		平成29年度実績	
	個数	割合	個数	割合
A	31	34%	33	36%
B	37	40%	39	42%
C	7	8%	6	7%
D	3	3%	3	3%
-	14	15%	11	12%
合計	92	100%	92	100%

## 評価目安

年度別目標を(上回って)達成  
 年度別の目標の値を80%以上達成  
 年度別の目標の値を60%以上達成  
 年度別の目標の値が60%未満  
 指標の測定ができなかったもの

## 業績評価指標結果

評価	平成30年度実績		平成29年度実績	
	個数	割合	個数	割合
A	64	55%	69	60%
B	37	32%	33	29%
C	9	8%	5	4%
D	1	1%	2	2%
-	6	5%	6	5%
合計	117	100%	115	100%

## 評価目安

年度別目標を(上回って)達成  
 年度別の目標の値を80%以上達成  
 年度別の目標の値を60%以上達成  
 年度別の目標の値が60%未満  
 指標の測定ができなかったもの

## 総合評価(1次評価)

評価	平成30年度実績		平成29年度実績	
	個数	割合	個数	割合
A	26	52%	24	48%
B	23	46%	26	52%
C	1	2%	0	0%
合計	50	100%	50	100%

## 評価目安

施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている  
 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

## 【総合戦略】

## 指標結果

評価	平成30年度実績		平成29年度実績	
	個数	割合	個数	割合
A	24	35%	28	41%
B	31	46%	31	46%
C	6	9%	5	7%
D	0	0%	0	0%
-	7	10%	4	6%
合計	68	100%	68	100%

## 評価目安

年度別目標を(上回って)達成  
 年度別の目標の値を80%以上達成  
 年度別の目標の値を60%以上達成  
 年度別の目標の値が60%未満  
 指標の測定ができなかったもの

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					【参考】平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管	
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)			
誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市													
01 地域福祉の推進													
【指標1(戦略:指標18)】 地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合		B (82.4)		B	成果指標は目標値を下回っていたが、サロンの数はここ数年着実に増えており、身近な地域での支え合い助け合いの活動は広がっている。このことから、地域住民が地域で支える体制づくりが着実に進んだものと捉えており、総合的に判断し、1次評価を「B」とした。	/	B		B	B			健康福祉局
【業績評価指標1-1】 ボランティア登録制度(いるかバンク)の登録者数		C (72.1)					B						
【業績評価指標1-2】 ノステップパスの導入率		B (95.5)					B						
02 援護を必要とする人の生活安定と自立支援													
【指標2】 生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合		A (100)		A	本施策については、リーマンショックによって目標設定時と大きく状況が変わり目標値にも影響を及ぼしたが、これまで事業を推進してきた中で随時実施方法等の見直し等を行い、個々のニーズに対応した支援メニューの充実及び効果的な提供を図ってきたことから、事業参加者の割合が着実に伸長して目標を達成、支援を活用した者の自立や生活の質の向上につながるとともに、扶助費を削減する効果も見られていることから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	A	-	健康福祉局	
【業績評価指標2-1(戦略:指標19)】 生活困窮者自立相談支援事業を通じた就労支援により、就職に結びつけた人の割合		A (143.3)					A						
【業績評価指標2-2】 学習支援を行った中学3年生の高校進学率		A (104.2)					A						
03 子どもを生みやすい環境の整備													
【指標3(戦略:指標12)】 合計特殊出生率	少子化	B (89.2)		A	社会的要因に左右される合計特殊出生率を除き、指標は目標値を達成することができた。母子保健事業については、母子健康手帳の交付時に保健師が関わる機会を充実することによって、出産や育児に対する不安を抱えた妊婦への早期支援を行うとともに、母子の健康管理に関する啓発を行っている。また、こんには赤ちゃん事業や乳幼児健康診査の受診勧奨を行うことにより、乳児の健康状況を把握できている。さらに、電子母子健康手帳アプリケーション「さがプリコ」の導入や新生児聴覚検査事業、ブックスタート・セカンドブック事業などの新たな事業を展開し、妊娠期から子育て期にかかる支援の充実を図った。これらの実績を勘案し、1次評価を「A」とした。	/	B		A	/	/	/	子ども・若者 未来局
【指標4(戦略:指標13)】 子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合	少子化	A (100.7)					A						
【業績評価指標3-1】 乳幼児の健康状況把握率	少子化	A (100.1)					A						
【業績評価指標3-2】 妊娠届出時に保健師と面接している割合	少子化	A (106.2)					A						

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績				【参考】平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管			
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果			総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)	
04 子育て環境の充実														
【指標5(戦略:指標14)】 子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	少子化		B (84.1)	A	成果指標において、「子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合」や「子どもを必要ときに預けられる人や場所がある親の割合」は、昨年度よりも実績値が下回っている。しかしながら、利用申込者数が年々増加している保育所や児童クラブについては、施設の整備等により受入枠を拡大することで、待機児童数が減少しており、また、幼児教育・保育ガイドラインの策定や研修の充実などにより、保育の質の向上にも取り組んでいる。さらに、子育てサポーター数の増加や、子どもの居場所づくりを推進するなど、地域での子育て支援に関する施策の充実や児童虐待への対応状況についても目標値を達成することができているため、1次評価を「A」とした。		B	B						
【指標6】 子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合	少子化		B (94.4)				B							
【業績評価指標4-1】 保育を必要とする児童が保育を受けることができる割合(保育所)	少子化		B (99.9)				B							
【業績評価指標4-2】 子育てサポーターの登録者数	少子化		A (108.8)				A							
【業績評価指標4-3】 子どもの安全確認を行った割合			A (100)				A							
05 青少年の健全育成														
【指標7】 不良行為少年補導人数	少子化		A (100)	A	指標については、目標値を達成していないものもあるが、青少年活動支援事業の参加者の割合は、前年度と比較して増加している。また、困難を抱える子ども・若者を支援するための子ども・若者支援協議会の開催や、子ども食堂や無料学習塾などの地域での取組への支援に加え、平成29年12月に設置した「子ども・若者未来基金」を平成30年度から教育委員会で実施している給付型奨学金などの青少年健全育成に資する施策に活用し、取組を着実に推進していることから、1次評価を「A」とした。		A	A	A					
【業績評価指標5-1(戦略:指標15)】 地域・子どもふれあい事業の参加者の青少年人口に対する割合	少子化		B (83.0)				B							
【業績評価指標5-2】 青少年健全育成組織の構成員数	少子化		B (85.4)				B							
【業績評価指標5-3】 若年無業者・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合			B (89.2)				A							
06 高齢者の社会参加の推進														
【指標8(戦略:指標20)】 活動の場がある高齢者の割合			-	B	業績評価指標が目標を下回ったものの、地域活動団体と地域活動を希望する方をつなげるマッチング相談会など的高齢者の社会参加を促す事業を着実に実施していることを総合的に判断し、1次評価を「B」とした。		-	B						
【業績評価指標6-1】 シルバー人材センターの就業延人員			B (88.8)				B							
【業績評価指標6-2(戦略:指標21)】 社会参加を行う高齢者の割合			A (118.9)				A							
【業績評価指標6-3】 高齢者大学 受講生の満足度			A (101.5)				A							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
07 高齢者を支える地域ケア体制の推進														
【指標9】 健康と感じている高齢者の割合		-		A	成果指標は目標を下回ったものの、認知症サポーター養成数の着実な増加や、住民の自主グループなどの介護予防に関する人材が増加していることに加え、民生委員と地域包括支援センターの連携による戸別訪問の実施、民間事業者等との協力による地域の重層的な見守り体制の構築が進められたことなどを総合的に判断し、1次評価を「A」とした。		-		A					
【指標10(戦略:指標22)] 高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合		B (96.7)					A							
【指標11] 介護サービス利用者の満足度		-					-							
【業績評価指標7-1] いきいき百歳体操の団体数			A (134.6)				A							
【業績評価指標7-2] 介護支援ボランティア数			B (93.8)				B							
【業績評価指標7-3(戦略:指標23)] 認知症サポーターの養成数			A (110.9)				A							
【業績評価指標7-4] 小規模多機能型居宅介護の整備数			A (103.6)				A							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)	
08 障害者の自立支援と社会参加														
【指標12】 一般就労をした障害者の数	少子化	A (132.4)		A	平成30年4月に改正障害者総合支援法が施行され、障害者施策の更なる推進が求められる中、総合計画や平成30年3月に策定した「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」に基づき、市社会福祉事業団、障害福祉サービス事業所や公共職業安定所等関係機関と連携しつつ、生活支援・就労支援・相談支援等の充実を着実に図ったことから、1次評価を「A」とした。		A		B					
【指標13(戦略:指標24)】 日中活動系事業所の利用者数	少子化	B (94.1)					A							
【指標14】 相談支援を受けている件数	少子化	A (132.8)					A							
【指標15】 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合		-					-							
【業績評価指標8-1】 障害者総合支援法に基づき市が指定する特定相談支援事業所数	少子化		A (123.8)				A							
【業績評価指標8-2】 就労移行率が3割以上の事業所数	少子化		B (80.0)				C							
【業績評価指標8-3】 共同生活援助の利用者数			A (108.0)				A							
【業績評価指標8-4】 市内6箇所障害者支援施設に満足している利用者の割合			A (105.3)				-							
09 障害児の支援														
【指標16(戦略:指標25)】 療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)	少子化	A (261.1)		A	医療的ケアを必要とする障害児への在宅支援のほか、療育センター再整備方針に基づく施設の複合化整備の方向性など着実に施策を推進している。業績評価指標が未達成などところがあるが、技術支援などに対する理解は民間施設から得られており、保護者支援プログラムなどのさらなる充実が図られる体制などの整備が着実に進んでいることから、1次評価を「A」とした。		C		B	B				
【業績評価指標9-1】 障害児通所支援の利用者数	少子化		A (177.1)				A							
【業績評価指標9-2】 ペアレントトレーニング参加者数	少子化		B (92.9)				D							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
10 健康づくりの推進														
【指標17(戦略:指標26)】 自分が健康であると感じている人の割合			B (90.7)	B	がん検診受診者数の増加や精神保健相談事業における措置入院者等の退院後支援の体制整備等、心と体の健康づくりに向けた取組を着実に推進したところであるが、業績評価指標の目標の一部と成果指標の目標を下回ったことから、1次評価を「B」とした。		B	B		-	健康福祉局			
【指標18】 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合			B (95.4)				B							
【業績評価指標10-1】 65歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率 (人口10万対)			B (97.7)				A							
【業績評価指標10-2】 ゲートキーパー養成研修修了者数			A (126.9)				A							
【業績評価指標10-3】 野菜350g摂取の必要性について普及啓発を受けた人数			A (100.8)				A							
【業績評価指標10-4】 精神医学基礎研修参加者の理解度			B (99.1)				A							
11 医療体制の充実														
【指標19(戦略:指標27)】 安心して医療を受けることができると感じている市民の割合			B (94.3)	A	地域医療事業、急病診療事業について、滞りなく事業を進め、今後さらにこれらの取組を進めることにより、市民の安心・安全、救急体制が確保できると思われることを総合的に判断し、1次評価を「A」とした。		B	B	A	-	健康福祉局			
【指標20】 収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合	少子化		A (100.5)				A							
【業績評価指標11-1】 市内で総合診療医の業務に従事する義務年限が生じる 修学資金借受者及び借受者卒業生の数			A (100)				A							
【業績評価指標11-2】 重症患者の市内搬送割合	少子化		B (97.3)				B							
【業績評価指標11-3】 国民健康保険税の収納率			A (100.4)				B							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
12 保健衛生体制の充実														
【指標21(戦略:指標28)】 結核患者数		A (150.0)		A	保健衛生体制の充実に向け、感染症のまん延防止や健康危機への対応、食の安全・安心など多様な取組を推進するとともに、基本目標を達成するための主な事業としては、結核患者への保健指導の徹底や啓発活動による結核のまん延防止対策や、食品による健康被害を受けないよう食品の抜き取り検査を実施するなど、着実な施策の推進が図られたことから、1次評価を「A」とした。		A		A					
【指標22(戦略:指標29)】 収去検査結果による基準値に対する違反率 (基準の定まった食品の抜き取り検査の違反率)		A (100)					A							
【業績評価指標12-1】 麻しん風しん第1期予防接種の接種率			A (103.5)							B				
【業績評価指標12-2】 食品等取扱施設に対する立入検査実施率			A (108.8)							B				
【業績評価指標12-3】 収容した犬の返還・譲渡率			A (110.7)							A				
【業績評価指標12-4】 収容した猫の譲渡率			A (136.2)							A				
【業績評価指標12-5】 浴槽水等検査実施率			B (95.8)							B				
13 市民生活の安全・安心の確保														
【指標23】 市内で発生した犯罪認知件数 (千人あたりの犯罪認知件数)		A (100)		A	各種啓発活動や交通安全教室を通じて、交通ルールの遵守やマナーの向上が図り、各種事業の実施により、地域防犯力の向上を図ることができた。 消費生活についても、出前講座回数、参加者数ともに前年度と比較し増加できており、消費者被害にあわないように注意している市民の割合は9割を超えているなど、消費者被害防止のための啓発事業は一定の効果を挙げているものと考えられることから、1次評価を「A」とした。		A		A		A	-	市民局	
【指標24】 市内で発生した交通事故件数 (千人あたりの交通事故件数)		A (102.9)								B				
【指標25】 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合		A (138.8)								A				
【業績評価指標13-1】 防犯講習会の開催回数			A (100)							A				
【業績評価指標13-2】 自転車シミュレーターを活用した交通安全事業の実施回数			A (100)							A				
【業績評価指標13-3】 消費生活に関する出前講座参加人数			A (132.4)							A				
【(戦略)指標30(旧業績評価指標13-4)】 自治会等による防犯カメラの設置台数			A (120.0)							A				

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
14 災害対策の推進														
【指標26】 避難路整備率			A (103.4)	B	指標がA評価1つ、B評価1つ、業務評価指標がA評価2つ、B評価2つであった。全体としては「避難路整備延長」が昨年度と比べ大きく上昇して目標値を上回ったが、「災害対策をしている市民の割合」や「土砂災害対策の認知度」が目標値及び実績値とともに下回ったため、1次評価を「B」とした。		A	A						
【指標27】 浸水被害警戒対象地域の解消率			-				-							
【指標28(戦略:指標31)】 災害対策をしている市民の割合			B (92.5)				A							
【業績評価指標14-1】 避難路整備延長			A (104.4)				B							
【業績評価指標14-2】 緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率			A (100)				A							
【業績評価指標14-3】 災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合			B (97.4)				B							
【業績評価指標14-4】 土砂災害対策の認知度			B (95.8)				A							
15 消防力の強化														
【指標29】 延焼率 出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合			A (119.8)	B	「指標1:延焼率」は、住宅用火災警報器の普及率上昇に伴い、火災の延焼被害が軽減されたことにより、目標値を達成することができたためA評価としたが、「指標2:救命率」はH30は心肺機能が停止した傷病者の搬送件数が大きく増加したこと、高齢者の割合も増加していることから、心肺停止に至った原因や傷病者の背景から目標値を達成できなかったためB評価とした。 このことから、「延焼率」は目標値を達成できA評価としたものの、「救命率」においては目標値を達成できずB評価であることから、総合的に判断し、1次評価を「B」とした。		B	B						
【指標30】 救命率 心肺機能が停止した傷病者の生存率			B (81.4)				A							
【業績評価指標15-1(戦略:指標32)】 住宅用火災警報器が設置されている住宅の割合			B (98.6)				B							
【業績評価指標15-2】 応急手当に関する普及講習会受講者数			A (108.1)				A							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績				[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管	
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)
学びあい 人と地域をはぐむ教育・文化都市												
16 学校教育の充実												
【指標31】 授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合	少子化		A (103.6)	A	学習支援員の配置や平日補習の実施等により、基礎的学力の定着について改善が見られたほか、青少年教育カウンセラーの資質向上、スクールソーシャルワーカーの増員等により相談体制を充実させるとともに、児童支援専任教諭に対し、児童支援専任教諭連絡会等での対応力向上に向けた研修等を行ったことにより、問題を抱える児童生徒への指導・支援のために組織的に情報の収集・整理等を行い、外部機関との連携も含め迅速な対応をとることができた。また、校舎改修、空調設備設置等の教育環境に係る整備事業予定どおりに行い、教育環境の改善を図ることができたことから、1次評価を「A」とした。		A	A	A	-	教育局	
【指標32(戦略:指標16)】 学校を楽しんでいる児童・生徒の割合			B (98.9)				B					
【業績評価指標16-1】 幼・保・小連携幼稚園・こども園・保育園数			A (120.3)				A					
【業績評価指標16-2】 スクールソーシャルワーカーによる支援状況	少子化		A (108.5)				A					
【業績評価指標16-3】 教職員の研修内容の満足度	少子化		A (100)				A					
【業績評価指標16-4】 市立小・中学校のトイレの改修箇所数			B (98.5)				B					
17 家庭や地域における教育環境の向上												
【指標33】 子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合	少子化		A (101.9)	B	各事業を概ね予定どおり実施し、親子の円滑なコミュニケーションの形成に寄与することができた。しかし、清新公民館の大規模改修工事の影響などにより、各種事業への参加者数が伸び悩んだことに加え、各事業の開催場所や時間など、より参加しやすい環境づくりを検討する必要があることから、1次評価を「B」とした。		B	B			教育局	
【指標34】 親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合	少子化		A (103.4)				B					
【指標35】 地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合			C (76.5)				C					
【指標36(戦略:指標17)】 地域行事に参加している子どもの割合			B (89.9)				B					
【業績評価指標17-1】 家庭教育事業へ参加した保護者の割合	少子化		C (78.6)				B					
【業績評価指標17-2】 青少年を対象とした事業への参加人数			B (80.0)				A					

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)	
18 生涯学習の振興														
【指標37(戦略:指標33)】 学習機会を得ていると思う市民の割合			B (94.9)	B	成果指標の目標値は達成できないものもあったが、自主企画提案事業の拡充や市民講師養成講座の実施など、学習した成果を還元する取組を着実に実施したほか、生涯学習機会の充実として、市民大学において市民ニーズを踏まえた講座を実施し、受講者の高い満足度を得た。施策の目標達成に向けて、これらの事業について、普及啓発や更なる内容の充実を図る必要があることから1次評価を「B」とした。	/	A	B	/	/	/	/	/	/
【指標38】 学習成果を他の人に還元している市民の割合		B (80.6)	B											
【業績評価指標18-1】 市民大学を受講し、満足と感じている人の割合		A (117.1)	A											
【業績評価指標18-2】 市民講師養成講座の終了者数の累計		B (95.5)	B											
19 生涯スポーツの振興														
【指標39(戦略:指標34)】 スポーツを定期的に行う市民の割合			B (90.1)	A	本市における平成30年度のスポーツ実施率は、前年度と比較して0.8ポイント増加し、58.0%となった。目標値を6.4ポイント下回っているものの、神奈川県42.2%(平成27年度)や国の55.1%(平成30年度)を上回っており、本市は市民のスポーツ活動が比較的活発であると言える。また、課題となっていた20~50歳代の働き盛り・子育て世代について、前年度と比較し5.1ポイントと大幅に改善が見られたほか、「第97回関東学生陸上競技対校選手権大会」や「FINAダイビングワールドシリーズ2019相模原大会」といった「観る」スポーツの推進や本市のシティセールスに繋がる大規模イベントを開催することができたことから、1次評価を「A」とした。	/	B	B	/	/	/	/	/	
【業績評価指標19-1】 公共スポーツ施設の利用者数		A (103.2)	A											
20 文化の振興														
【指標40】 文化・芸術に親しんでいる市民の割合			B (97.7)	A	市内文化施設で行っている自主事業の入場者数は目標を上回っており、また文化・芸術に親しんでいる市民の割合や文化財普及活動へのボランティア参加者数は目標値をやや下回っているものの着実に実績は上昇していることから、1次評価を「A」とした。	/	B	B	/	/	/	/	/	/
【業績評価指標20-1(戦略:指標35)】 市民文化祭への参加者数及び入場者数		B (93.7)	B											
【業績評価指標20-2】 市内文化施設で行っている自主事業の入場者数		A (173.6)	A											
【業績評価指標20-3】 文化財普及活動へのボランティア参加者数		B (95.8)	B											
【業績評価指標20-4(戦略:指標36)】 市内の文化芸術施設(ホールや公民館等)を利用している人の割合		-	-											

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
21 国際化の推進														
【指標41(戦略:指標37)】 日常生活のなかで市民と外国人市民が交流している割合			B (87.3)	B	評価指標の目標値には達していないが、さがみはら国際交流ラウンジにおける地域との連携、友好都市との市民間交流が図られ、第3次さがみはら国際プランの策定に向けた検討を進めたことから、1次評価を「B」とした。	/	B	B	/	/	/	/	/	/
【業績評価指標2.1-1】 国際交流ラウンジ登録団体の活動回数			C (77.3)				B							
【業績評価指標2.1-2】 多文化理解を深めるため実施する事業の参加者数			B (84.2)				A							
22 人権尊重・男女共同参画の推進														
【指標42(戦略:指標11)】 人権の侵害を受けていると感じている市民の割合			B (95.9)	B	各指標において目標達成はしていないものの、人権施策推進指針の改定を着実にやり、施策を推進するとともに、啓発事業の実施により、市民の人権意識や男女平等に関する意識の向上に一定の効果が見られることから、1次評価を「B」とした。	/	B	B	B	B	/	/	/	/
【指標43(戦略:指標10)】 家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合			B (89.3)				B							
【指標44】 市審議会等における女性委員割合			B (87.6)				B							
【業績評価指標2.2-1】 人権問題についての関心や理解が深まったと感じた市民の割合			B (95.7)				B							
【業績評価指標2.2-2】 男女共同参画の推進に関する講座の内容に満足した市民の割合			B (99.5)				A							
23 世界平和の尊重														
【指標45(戦略:指標38)】 世界平和の実現に向けた取り組みに参加している市民の割合			C (67.2)	B	成果指標における目標値は達成できなかったが、実施手法の改善により参加者数が増加し、また、学校教育と連携した事業や若年層向けの事業実施により幅広い世代の参加が図られたこと、各イベントでのアンケート結果において「平和の大切さに改めて気付かされた」「また参加したい」などの意見が多数を占めるなど、好評であったことから、1次評価を「B」とした。	/	C	B	B	/	/	/	/	/
【業績評価指標2.3-1】 「市民平和のつどい」における市民の参加者数			B (80.6)				C							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績				[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管	
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果			総合評価 (1次評価)
<b>やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市</b>												
24 地球温暖化対策の推進												
【指標46】 市全体の温室効果ガス総排出量			A (104.1)	A	地球温暖化対策実行計画に基づき(施策については、市附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」から、諸施策の着実な実施により年間約5.9万t-CO2の削減につなげたことを評価されている。市域全体のCO2排出量は368.2万t-CO2と推計され、目標値に達したことから、1次評価を「A」とした。	/	B		B	B		環境経済局
【業績評価指標24-1】 市が独自に取り組む施策によるCO <sub>2</sub> 削減見込量			B (81.9)				B					
【業績評価指標24-2(戦略:指標40)】 再生可能エネルギー等によるCO <sub>2</sub> 削減見込量			A (100)				A					
25 環境を守る担い手の育成												
【指標47】 日常生活において、環境に配慮している市民の割合			B (96.4)	A	業績評価指標25-2及び総合戦略の指標41について、市内の多様な主体が実施する啓発事業への来場者数は、既存事業の充実に加え、地球温暖化防止フォーラムやホームタウンチームの試合会場等、新たに地域イベントでの環境啓発ブースの出展を実施したことにより、指標の目標数を達成することができたことから評価はAとした。指標47の市民アンケート結果における評価はBであるが、環境を守る担い手の育成に関する施策とあわせて総合的に評価すると、本施策は一定の評価が得られると考えられるため、1次評価を「A」とした。	/	B		B			環境経済局
【業績評価指標25-1】 環境講座への参加者数			A (157.4)				A					
【業績評価指標25-2(戦略:指標41)】 環境啓発イベントにおける来場者数			A (103.3)				B					
26 資源循環型社会の形成												
【指標48(戦略:指標46)】 市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量			B (97.8)	B	平成28年10月の収集運搬体制の見直し(一般ごみ収集回数週2回への移行)以降も、着実にごみの減量化・資源化が図られているものの、「指標2リサイクル率」及び「業績評価指標2 中小事業所の戸別訪問指導件数」の目標達成率が70%台となっていることから、1次評価を「B」とした。	/	B		A	A		環境経済局
【指標49】 リサイクル率			C (78.0)				B					
【指標50】 ごみ総排出量			B (98.9)				B					
【業績評価指標26-1】 街頭PRによる周知人数、講座等啓発活動参加人数			A (126.4)				A					
【業績評価指標26-2】 中小事業所の戸別訪問指導件数			C (76.4)				A					

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)	
27 廃棄物の適正処理の推進														
			A (100)		A	ごみを適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備を計画的に進めることができている。総合計画に定めている指標については、2つとも目標値に達しており、また、業績評価指標は、事業の見直しを行ったため評価することができない指標があるものの、もう一方は、目標値を達成していることから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	A	-		
		A (104.0)		A										
		【業績評価指標27-1】 一般ごみ収集運搬業務の民間委託割合		A (100)					A					
		【業績評価指標27-2】 不法投棄撲滅キャンペーン参加人数		-					-					
28 水源環境の保全・再生														
			B (87.3)		B	森林整備については、概ね予定どおり実施できており、水源環境の保全に寄与している。津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量は、公共下水道及び市設置浄化槽ともに申請件数が目標数に届かなかったことなどにより、目標に達していないが、整備率は着実に増加していること等を総合的に考慮し、1次評価を「B」とした。	/	B		B	B			
		D (51.8)		D										
		新 【業績評価指標28-1】 高度処理型浄化槽の設置数		D (59.5)					/					/
		新 【業績評価指標28-2】 工事店制度による高度処理型浄化槽設置に関する 営業件数		-					/					/
29 人と自然が共生する環境の形成														
			B (99.9)		A	指標55「緑地率」の割合は目標値に0.1%満たないものの、業績評価指標29-1では1%以上目標値を上回っており、緑地の保全は適正に行われているものと分析できる。また、指標56「緑地満足度」や業績評価指標29-2でも目標値に達しており、市民の満足度や水辺やみどりに親しむ環境整備も市民から理解を得られているものと分析する。従って、全体的に施策の効果は得られているものと判断し、1次評価を「A」とした。	/	A		A	/	/		
		A (101.1)		A										
		【業績評価指標29-1】 市民協働による緑地・河川敷の維持管理面積		A (102.8)					A					
		【業績評価指標29-2(戦略:指標44)】 緑地や水辺環境の保全等に関する市条例による 指定地域の箇所数		A (100)					A					

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)	
30 生活環境の保全														
[指標57] 大気・水質規制基準適合率			B (91.6)	A	「指標58,の「調査測定地点環境基準適合率,については、本市を含め全国的に光化学オキシダントが環境基準を達成していないが、公共用水域の水質が改善したことにより年度別目標を達成した。『業績評価指標30-1』の立入検査総数についても、目標を上回る結果となった。さらに公共下水道合流区域の分流化事業及び下水道施設の維持管理が計画に基づき着実に推進されていることから、1次評価を「A」とした。		B	A						
[指標58(戦略:指標45)] 調査測定地点環境基準適合率			A (101.1)				B							
[業績評価指標30-1] 環境関係法令に基づく立入検査総数			A (113.4)						A					
[業績評価指標30-2] 合流改善事業整備進捗率			A (100)						A					
31 快適な都市空間の創造														
[指標59] 市街地、公共施設等における緑化満足度			A (104.2)	B	一部達成率の低い指標もあるものの、施策を構成する各事業がおおむね予定通り実施されており、多くの指標についても目標達成もしくは9割以上の達成率であることを踏まえ1次評価を「B」とした。		A	B						
[指標60] 緑化活動に取り組む市民の割合			D (45.9)				D							
[指標61(戦略:指標48)] 公園の満足度			B (94.7)				B							
[業績評価指標31-1] 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化の設置面積			B (80.1)						B					
[業績評価指標31-2] 市民緑化事業の花苗などの配布団体数			B (90.1)						B					
[業績評価指標31-3] 都市公園の供用開始数			A (200)						A					

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管			
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)					
32 雇用対策と働きやすい環境の整備															
【指標62(戦略:指標1)】 有効求人倍率	雇用促進 少子化	A (115.6)		A	業績評価指標である「相模原市総合就職支援センター利用者の進路決定率」及び「相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰へのエントリー数」が目標値に達しており、成果指標である「有効求人倍率」も目標値を上回っていることから、1次評価を「A」とした。		A		A		/	/	/	/	
【指標63】 ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している 中小企業の割合	雇用促進 少子化	-					-								
【業績評価指標32-1】 相模原市総合就職支援センター利用者の進路決定率	雇用促進 少子化		A (105.3)				A								
【業績評価指標32-2】 相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰への エントリー数	雇用促進 少子化		A (100)				A								
33 地域経済を支える産業基盤の確立															
【指標64】 製造品出荷額等	雇用促進	-		A	工業用地の保全やものづくり人材の育成など今後の市内産業振興に繋がる重要な取組について実施することができた。企業の立地促進事業は目標件数を達成することができたが、認定企業のうち7社は本市経済を牽引する「リーディング産業」に該当し、1社は「重点リーディング産業」で市外からの転入企業は4社であった。市内企業の新たな投資を支援したことは、本市のより強固な産業集積基盤の形成や市民の雇用機会の創出に繋がる効果的な取組となっていることから、1次評価を「A」とした。	/	-		B	B	/	/	/	/	
【業績評価指標33-1(戦略:指標2)】 企業立地に係る事業計画認定数	雇用促進		A (100)					B							
【業績評価指標33-2】 中小製造業技術者育成支援事業等により支援した人数	雇用促進		B (95.5)					B							
34 新産業の創出と中小企業の育成・支援															
【指標65】 新規の開設事業所数	雇用促進	A (135.8)		A	ものづくり企業総合支援事業の相談数及び市内中小企業の新規開設事業所数においては目標を大きく上回った。 また、南西フォーラムを始めとした産業支援機関と連携した中小企業支援やトライアル発注認定事業による販路拡大支援を着実に実施することができたほか、利子補給により多くの新規融資が実行され、経営の円滑化に寄与した。 このことから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	/	/	/	/	/	
【指標66(戦略:指標3)】 経営安定の中小企業数(黒字申告をした企業数) (8月以降発表予定)	雇用促進							A							
【業績評価指標34-1】 創業相談会参加者数	雇用促進		A (137.5)					A							
【業績評価指標34-2】 ものづくり企業総合支援事業の相談数	雇用促進		A (117.6)					A							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					【参考】平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
35 商業・サービスの振興														
【指標67】 小売業年間販売額(商品販売額) (概ね5年毎に測定されるもの)	雇用促進	-		A	施策を構成する主な事業の指標である、商業者が実施した活性化事業数や商業者支援セミナー等受講者数等については、消費者の購買行動がネット通販等へ拡大していく中で、区と連携した支援を展開することにより目標値を達成することができた。業務系企業誘致推進事業についても予定した検討を計画的に実施し目標を達成した。これら平成30年度の実績は想定以上の成果を得ることができ、次年度を始期とする新たな総合計画の足場作りができたことなどから1次評価を「A」とし、更なる成果を達成するための取組を関係機関や民間企業とも連携しながら進めることとする。		-		A					
【業績評価指標35-1(戦略:指標4)】 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区及び相模大野駅 周辺地区の通行量	雇用促進		-											
【業績評価指標35-2(戦略:指標5)】 商店会が実施した活性化に係る事業数	雇用促進		A (116.1)											
36 都市農業の振興														
【指標68(戦略:指標6)】 農用地区域内における耕作地面積の割合	雇用促進	B (95.5)		B	施策全体として、2つの成果指標のうち、いずれも目標は達成できなかったが、「耕作地面積の割合」については、明確な上昇トレンドとなっている。また、「市内農業生産量」については、農産物直売所の開設や畜産クラスター事業などの国庫事業を活用することにより、中長期的には市内農産物の生産拡大が見込まれる。 他方、基本計画で定めている指標を補完する2つの指標については、いずれも目標を達成しており、新規就農者の数、その新たな担い手による耕作面積及び市内農産物に興味を持つ市民の数は計画以上のペースで着実に増加している。 これらのことから、特色ある本都市農業の確立に向け、実情に即した効果的な取組を進めることができたが、市内農業生産量は昨年度より減少したこともあり、1次評価を「B」とした。		B		B	B				
【指標69(戦略:指標7)】 市内農業生産量	雇用促進	C (66.4)					C							
【業績評価指標36-1】 新規就農者の人数	雇用促進		B (98.6)					A						
【業績評価指標36-2】 JA農産物直売所の来客者数	雇用促進		A (119.9)					A						
37 魅力ある観光の振興														
【指標70(戦略:指標8)】 入込観光客数	雇用促進	C (79.6)		B	入込観光客数については、昨年度と比較して減少しているが、これは、天候不順による大型イベントの中止などが主な原因であり、取組としては、近隣市との連携を進めるとともに、各種プロモーション等を積極的に行うなど本市の観光振興に十分に資するものであったことを考慮して、1次評価を「B」とした。		B		B					
【指標71(戦略:指標9)】 1人あたりの観光客消費額	雇用促進	B (86.7)					C							
【業績評価指標37-1】 アンテナショップ(sagamix)の販売実績	雇用促進		A (108.2)					A						
【業績評価指標37-2】 観光人材育成研修の参加者	雇用促進		-					-						
【業績評価指標37-3】 相模原市観光協会ホームページアクセス数	雇用促進		C (63.3)					C						

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管	
		重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)
<b>活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市</b>													
38 計画的な土地利用の推進													都市建設局
【指標72】 特定保留区域の市街化編入率		D (36.1)		B	各取組みにおける成果指標及び業績評価指標の達成率は高い状況にあるが、当麻地区(花ヶ谷戸地区)は都市計画の手続き中であり、市街化区域への編入はなかったことから、1次評価を「B」とした。	/	D		A	/	/		
【指標73】 自然的土地利用を図るべき地域の面積		A (100)					A						
【業績評価指標38-1(戦略:指標64)】 地区計画の決定及び建築協定の許可等区域の面積			A (106.6)					A					
【業績評価指標38-2(戦略:指標65)】 市街化区域内農地の面積に占める生産緑地地区面積の割合			B (95.7)					B					
【業績評価指標38-3】 特定保留区域における土地区画整理事業又は地区計画策定面積			A (100)					A					
39 広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成												都市建設局	
【指標74(戦略:指標66)】 市内3拠点の駅乗降客数				A	業績評価指標2についてはB評価となったが、基準値及び観測地を含む駅周辺の路線価は上昇しており、地域の魅力は高まっていると考えられるほか、施策を構成する事務事業についても概ね予定どおり実施できたことから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	/	/		
【業績評価指標39-1】 相模大野駅周辺の通行量			-					-					
【業績評価指標39-2】 市道すずきの小山の宮下本町1丁目1番地近辺における路線価			B (95.2)					A					
40 新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化												都市建設局	
【指標75】 インターチェンジ周辺の企業立地件数	中山間地域	B (87.5)		C	施策を構成する事務事業については取組が進んだ地区もあるが、成果指標及び業績評価指標共に目標値を達成していないことから、1次評価を「C」とした。	/	B		A	/	/		
【業績評価指標40-1(戦略:指標67)】 土地区画整理事業等における使用収益開始面積	中山間地域		C (76.0)					A					

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
41 広域的な交流を支える交通体系の確立														
【指標76】 市内3拠点から市外主要都市駅までの鉄道の所要合計時間の短縮(片道) (小田急線複々線化終了まで変更なし)		-		B	成果指標については、目標設定の性質から年度ごとの数値による評価はできないが、目標達成に向け事業を進めている。ただし、業績評価指標1においては、一部の路線でスケジュールの見直しが生じ、目標値を達成していないことから、1次評価を「B」とした。	/	-		A	/	/	/	/	都市建設局
【指標77(戦略:指標68)】 市役所から市内外主要地点までの自動車での合計移動時間の短縮(片道)		-					-							
【業績評価指標41-1】 国県道整備事業の実施事業数			C (71.4)				A							
42 地域を支える交通環境の充実														
【指標78】 市内主要地点間の所要時間合計(片道) (5年毎に測定されるもの)		-		B	成果指標、業績評価指標1及び2については目標値を達成しているが、業績評価指標3は、達成率が80%を下回っていることから、総合的に判断し、1次評価を「B」とした。	/	-		A	/	/	/	/	都市建設局
【指標79(戦略:指標49)】 市域面積(国定公園及び水面・河川敷の面積を除く) に対する公共交通カバレッジ		A (100.7)					A							
【業績評価指標42-1(戦略:指標50)】 自転車と歩行者の通行区分が分離されている道路の 整備済延長			A (102.6)				A							
【業績評価指標42-2】 市道整備事業の実施事業数			A (100)				A							
【業績評価指標42-3】 橋りょうの修繕・更新実施数			C (72.7)	C										
43 公共交通を中心とする交通体系の確立														
【指標80(戦略:指標51)】 人口規模に対する公共交通の利用割合		A (102.2)		A	成果指標及び業績評価指標は目標を達成したほか、施策を構成する事務事業についても概ね予定どおり実施できたことから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	/	/	/	/	都市建設局
【業績評価指標43-1(戦略:指標52)】 放置自転車等の台数			A (134.6)				A							
44 魅力ある景観の保全と創造														
【指標81】 市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合		B (98.5)		A	成果指標1は未達成であるが、過去の実績値は全て目標値を達成しており、平成30年度も90%を超え一定の評価は得られている。また、施策を構成する事務事業についても目標を概ね達成することができたことから、1次評価を「A」とした。	/	A		A	/	/	/	/	都市建設局
【指標82(戦略:指標54)】 自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合		A (103.8)					A							
【業績評価指標44-1(戦略:指標53)】 接道緑化の延長距離			A (100.8)				A							

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績					[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)	総合評価 (2次評価)				
45 安全で快適な住環境の形成														
【指標83(戦略:指標55)】 住環境のルールを定めている地区の数		A (100)		B	成果指標1及び業績評価指標2は目標値を達成しているが、成果指標2及び業績評価指標1については、制度の普及・啓発・利用促進等を図っているが目標値を達成していないことから、1次評価を「B」とした。		A		A		/	/	都市建設局	
【指標84(戦略:指標56)】 住宅の耐震化率 (相模原市耐震改修促進計画の見直し時に設定)						B								
【業績評価指標45-1】 戸建て住宅の耐震診断補助申請件数			C (64.0)			D								
【業績評価指標45-2】 マンション管理セミナー参加者数			A (116.0)			A								
46 基地の早期返還の実現														
【指標85(戦略:指標39)】 基地の存在が日常生活において支障があると感じる市民の割合		B (83.8)		A	粘り強く継続的に実施していくことが重要な事業ではあるが、これまでの要請活動の結果として、平成26年度の相模総合補給廠の一部返還、平成27年度の共同使用開始に続き、南北道路及び東西道路の暫定供用、管理受託部分の一般利用が開始となり、着実に返還等が実現され、市民が返還されたことを実感できる取組が実施できていることから、1次評価を「A」とした。		B		A		/	/	総務局	

市民とともに創る自立分権都市														
47 分権型のまちづくりの推進														
【指標86(戦略:指標57)】 住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合	中山間	C (73.2)		B	指標1「住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合」、業績指標1「区民会議及びまちづくり会議の認知率」については、昨年度に比べて緑区、南区で減少してしまっが、中央区では増加した。また、昨年度C評価であった、業績評価2「地域活動への参加率」については、各区の取組が効果として現れ、各区ともに昨年度よりも増加した。指標1について、C評価であったが、70%以上の達成率だったため全体の施策の1次評価は「B」とした。		B		B		/	/	市民局	
【業績評価指標47-1】 区民会議及びまちづくり会議の認知率 (この他、指標87も関連指標として設定)	中山間		B (88.2)			B								
【業績評価指標47-2(指標87)】 地域活動への参加率	中山間		B (86.7)			C								
48 皆で担うまちづくりの推進														
【指標87(戦略:指標58)】 地域活動への参加率	少子化	C (79.9)		B	成果指標のうち、「地域活動への参加率」、「市民活動の参加率」については目標達成できなかったものの、「地域活動への参加率」については前年		C		B		B	B	市民局	
【指標88(戦略:指標59)】 市民活動への参加率			B (88.0)			B								
【指標89】 市内のNPO 法人数			A (107.3)			A								

指標左の は総合戦略における各基本目標の目指す姿として掲げている指標、 は同各施策に係る指標

施策 名称 指標	総合戦略 基本目標	平成30年度実績				[参考]平成29年度実績				改善工程表 (有: )	所管		
	重点プロジェクト	成果指標 結果 (達成率%)	業績評価 指標結果 (達成率%)	総合評価 (1次評価)	1次評価の説明(要旨)	総合評価 (2次評価)	成果指標 結果	業績評価 指標結果	総合評価 (1次評価)			総合評価 (2次評価)	
【業績評価指標48-1】 街美化アダプト制度の実施団体数	少子化		B (98.1)	B	度より実績値も上がり一定の効果はみられた。また、「市内NPO法人数」については目標値を達成できたことから、1次評価を「B」とした。	/		B	B	B			
			B (90.6)				B						
			A (140.8)				A						
49 行政サービス提供体制の充実													
【指標90(戦略:指標60)】 求めている行政サービスが、必要なときに身近な場所で受けることができていると感じる市民の割合		B (94.0)		B	コールセンター運営事業において、利用者満足度調査で評価点5点満点中4.85点を獲得し、マイナンバーカードの普及によりコンビニ交付数が増加したことから、市民サービスは向上した。また、基幹システム最適化推進事業についても、目標に掲げた全ての項目について達成できた。市民にとって利用しやすい行政サービスの提供等については、高い評価ではあったものの、目標値を達成できなかったため、1次評価を「B」とした。	/	B		B	/	/	市民局	
【業績評価指標49-1(戦略:指標61)】 諸証明書交付の全体数に占める自動交付機等、 窓口以外での交付件数の割合 (諸証明:住民票、印鑑証明)		B (92.1)	B										
50 市民と行政のコミュニケーションの充実													
【指標91(戦略:指標62)】 市政に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合		B (91.7)		B	市民の声システムの活用により、市民からの意見に対する迅速な回答が図られたことや、広報紙の配架場所の増設及びスマートフォンアプリ「マイ広報さがみはら」のPRチラシの配布による情報発信力の強化に取り組んだことから、業績評価指標の目標は達成し、また、「人や企業から選ばれる都市」を実現するため、イベントや冊子等を通じて本市の魅力を広く発信したことにより、シティプロモーションを推進できたが、成果指標における目標は達成できなかったことから、1次評価を「B」とした。	/	B		B	/	/	総務局	
【指標92(戦略:指標63)】 市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合		B (96.6)	B										
【業績評価指標50-1】 回答までに要する日数		A (111.1)	A										
【業績評価指標50-2】 市ホームページ閲覧者の満足度		A (105.0)	A										

## 令和元年度 総合計画・総合戦略進行管理 1次評価分析

## 成果指標の推移

## 1 前年度から評価が上がった施策(指標数: 8)

施策No.	施策名	指標番号	指標名	H30	H29	所管
9	障害児の支援	16	療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)	A	C	健康福祉局
13	市民生活の安全・安心の確保	24	市内で発生した交通事故件数(千人あたりの交通事故件数)	A	B	市民局
15	消防力の強化	29	延焼率	A	B	消防局
17	家庭や地域における教育環境の向上	33	子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合	A	B	教育局
17	家庭や地域における教育環境の向上	34	親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合	A	B	教育局
24	地球温暖化対策の推進	46	市全体の温室効果ガス総排出量	A	B	環境経済局
30	生活環境の保全	58	調査測定地点環境基準適合率	A	B	環境経済局
37	魅力ある観光の振興	71	1人あたりの観光客消費額	B	C	環境経済局

評価が上がった指標数は、昨年度「7指標(7施策)」から「8指標(7施策)」に増加

## 2 前年度から評価が下がった指標(指標数: 10)

施策No.	施策名	指標番号	指標名	H30	H29	所管
7	高齢者を支える地域ケア体制の推進	10	高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合	B	A	健康福祉局
8	障害者の自立支援と社会参加	13	日中活動系事業所の利用者数	B	A	健康福祉局
14	災害対策の推進	28	災害対策をしている市民の割合	B	A	危機管理局
15	消防力の強化	30	救命率	B	A	消防局
18	生涯学習の振興	37	学習機会を得ていると思う市民の割合	B	A	教育局
26	資源循環型社会の形成	49	リサイクル率	C	B	環境経済局
29	人と自然が共生する環境の形成	55	緑地率	B	A	環境経済局
37	魅力ある観光の振興	70	入込観光客数	C	B	環境経済局
44	魅力ある景観の保全と創造	81	市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	B	A	都市建設局
47	分権型のまちづくりの推進	86	住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合	C	B	市民局

評価が下がった指標数は、昨年度「10指標(7施策)」だったが、今年度も「10指標(10施策)」と横ばい。  
施策8・指標13は、当初設定した目標値を上方修正した指標

## 3 結果が低評価(C、D)であった指標(指標数: 10)

施策No.	施策名	指標番号	指標名	H30	H29	所管
17	家庭や地域における教育環境の向上	35	地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	C	C	教育局
23	世界平和の尊重	45	世界平和の実現に向けた取り組みに参加している市民の割合	C	C	総務局
26	資源循環型社会の形成	49	リサイクル率	C	B	環境経済局
28	水源環境の保全・再生	54	市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量	D	D	環境経済局
31	快適な都市空間の創造	60	緑化活動に取り組む市民の割合	D	D	環境経済局
36	都市農業の振興	69	市内農業生産量	C	C	環境経済局
37	魅力ある観光の振興	70	入込観光客数	C	B	環境経済局
38	計画的な土地利用の推進	72	特定保留区域の市街化編入率	D	D	都市建設局
47	分権型のまちづくりの推進	86	住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合	C	B	市民局
48	皆で担うまちづくりの推進	87	地域活動への参加率	C	C	市民局

結果が低評価だった施策数は、昨年度「9指標(9施策(うちD評価: 3指標))」から「10指標(10施策(同3指標))」に増加

## 総合評価(1次評価)

### 1 前年度から評価が上がった施策(施策数:9)

施策No.	施策名	H30	H29	所管
4	子育て環境の充実	A	B	こども・若者未来局
8	障害者の自立支援と社会参加	A	B	健康福祉局
9	障害児の支援	A	B	健康福祉局
11	医療体制の充実	A	B	健康福祉局
19	生涯スポーツの振興	A	B	教育局
20	文化の振興	A	B	市民局
24	地球温暖化対策の推進	A	B	環境経済局
25	環境を守る担い手の育成	A	B	環境経済局
33	地域経済を支える産業基盤の確立	A	B	環境経済局

評価が上がった施策は、昨年度「3施策」から「9施策」に増加

### 2 前年度から評価が下がった施策(施策数:7)

施策No.	施策名	H30	H29	所管
14	災害対策の推進	B	A	危機管理局
26	資源循環型社会の形成	B	A	環境経済局
38	計画的な土地利用の推進	B	A	都市建設局
40	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	C	A	都市建設局
41	広域的な交流を支える交通体系の確立	B	A	都市建設局
42	地域を支える交通環境の充実	B	A	都市建設局
45	安全で快適な住環境の形成	B	A	都市建設局

評価が下がった施策は、昨年度「4施策」から「7施策」に増加

## 相模原市総合計画進行管理実施方針

平成28年5月27日(改定)

## 1 目的

この実施方針は、「新・相模原市総合計画」(以下「総合計画」という。)及び「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を効果的かつ効率的に推進するため、総合計画及び総合戦略の成果指標及び業績評価指標で示された施策及び主要事務事業の目標の達成度を明らかにし、市民に公表することにより、継続的な改善活動と総合計画及び総合戦略の円滑な推進に資することを目的とする。

## 2 進行管理の対象

総合計画及び総合戦略に掲げた施策及び当該施策を構成する事務事業とする。

なお、施策を構成する事務事業は、実施計画事業及び各年度に実施した施策目標に貢献度が高い事業とする。

ただし、施策を構成する事務事業のうち、法令等による義務的事業や単年度で終了する事業などは除く。

施策目標に貢献度が高い事業：各局・区等が「局・区運営方針」で定めた事業のうち、実施計画事業以外で、施策目標を達成するために貢献度が高い事業。
------------------------------------------------------------------------

## 3 進行管理の方法

総合計画及び総合戦略の進行管理は、評価及びモニタリングにより実施することとする。

評価は、これまで本市が行ってきた施策評価の仕組みをベースとして次の「(1) 評価」のとおり実施する。

モニタリングは、2次評価を行った施策のうち、総合計画審議会が選定した施策について、各所管局・区長等が改善工程表を作成することとし、次の「(2) モニタリング」のとおり実施する。

## (1) 評価

## ア 基本的視点

## (ア) 達成度

a 成果指標及び業績評価指標で示された施策及び主要事務事業の目標値に対して、実績値の達成率がどうであったか。

b 施策を構成する事務事業の取組結果がどうであったか。また、施策の目標達成に貢献する事業として適正か。

## (イ) 費用対効果

施策や事務事業の目標達成のために事業費や人員に見合った効果が得られているか。

(ウ) 総合戦略

地方創生に資する施策を効果的に実施するために設定した総合戦略の重点プロジェクトを中心に実施効果や連携効果等がどうであったか。

イ 評価手法

総合計画の進行管理は、次の2つの手法で行う。

(ア) 目標達成度の評価

成果指標及び業績評価指標で示された施策及び主要事務事業の目標の達成度の評価（原因分析含む）。

(イ) 施策・事務事業の総合評価

施策及び主要事務事業の目標達成のための施策及び主要事務事業の立案・実施・改善活動の評価。

これら2つの手法により、市民と約束した施策の成果目標及び主要事務事業の業績目標が的確に達成されているのかを明らかにし、市民に対する説明責任を果たすとともに、PDCA（計画 実行 評価 改善）のマネジメント・サイクルを回して施策・事務事業の改善を図っていくこととする。

ウ 実施主体

(ア) 1次評価：当該施策を所管する各局・区長等が実施する。

(イ) 2次評価：第三者の立場から1次評価の妥当性を検証するとともに、評価の客観性と精度を高めるため、総合計画審議会が実施する。

エ 実施年度

前年度の実績に基づき、原則として毎年度実施する。ただし、2次評価の対象とする施策及び事務事業については、総合計画審議会に諮って別に定めることとする。

なお、成果指標を一つのみ設定している施策で、かつ、その指標が毎年度測定することが不可能な指標である場合には、業績評価指標を設定することとする。

オ 時点

前年度末の時点の状況を基準として評価を行う。

カ 手順

(ア) 施策を構成する事務事業について、事務事業の所管課長が施策及び事務事業の目的に照らし、事業実績の把握及び評価を行う。

(イ) 各局・区長等は、各所管課長の評価結果を基に、総合的な見地から施策進行管理シートを作成し、局区内評価会議において自己評価を行った上、政策会議に付議して1次評価結果を確定させる。

(ウ) 各局・区等から提出された1次評価結果を総合計画進行管理主管課がとりまとめ、総合計画審議会に提出する。

- (エ) 総合計画審議会は、必要に応じて施策担当部局の職員からヒアリングを実施し、1次評価結果を基に専門的、かつ、客観的な視点から評価の妥当性等を検証し、2次評価結果報告書を取りまとめ、市長に建議する。
- (オ) 市長は、2次評価結果報告書に付された意見等を次年度以降の施策立案や組織・定数管理、予算編成等に反映させるよう努めるとともに、対応方針を総合計画審議会に報告する。  
1次評価及び2次評価において改善が必要であるとした取組については、モニタリングの有無にかかわらず、改善に向けて迅速な対応を図ることとする。

## (2) モニタリング

### ア 趣旨

各所管局・区等は、2次評価を行った施策のうち総合計画審議会が選定した施策及び事務事業について、改善に向けた具体的な取組を改善工程表において明確化し、スピード感をもって推進することとする。また、改善の実効性を高めるため、総合計画審議会によるモニタリングを実施する。

### イ 実施主体

- (ア) 改善工程表：当該施策を所管する各局・区長等が作成する。
- (イ) モニタリング：改善工程表に記載された取組の実効性を高めるため、総合計画審議会が実施する。

### ウ 実施年度

原則として、毎年度実施する。

### エ 取組期間

改善工程表を作成する年度を基準として、当該年度及び次年度を取組期間とする。

### オ 手順

- (ア) 2次評価を行った施策のうち、総合計画審議会が選定した施策について、各局・区長等が施策を構成する事業ごとに具体的な取組を記載した改善工程表を作成し、総合計画審議会に報告する。
- (イ) 改善工程表を作成した次年度において、各局・区長等は、局区内評価会議においてその進行状況を自己点検し、総合計画審議会へ報告する。
- (ウ) 総合計画審議会は、各局・区等の取組状況を評価し、市長に建議する。
- (エ) 市長は、建議の内容等を踏まえ、次年度以降の施策立案や組織・定数管理、予算編成等に反映させるよう努める。

## 4 結果の公表

評価結果、市の対応方針及び改善工程表については、市ホームページへの掲載等により市民に公表する。

## 庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 16 日

案件名	相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正について													
所管	都市建設	局	まちづくり計画	部	建築・住まい政策	課	担当者		内線					
概要	旅館業法の改正による国の規制緩和の流れや、ホテル等の在り方が変化してきていること等を踏まえ、相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「ホテル条例」という。)の一部改正を行うもの													
審議内容(論点)	改正内容について 今後のスケジュールについて													
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名												
審議日	関係課長会議	令和元	年	7	月	3	日	政策調整会議	令和元	年	7	月	17	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会上程時期	令和元年12月	定例会議	報道への情報提供	なし						
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年10月	議会への情報提供	部会	令和元年9月						
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等										
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況							
	関係部局との調整													
			総務法制課				条文・議会上程時期について							
			情報公開課				附属機関の設置に関する条例の改正について							
打合せ・会議の経過														
月日		会議名等				内容								
H30.5.16		関係課長会議				ホテル条例の見直しについて(スケジュール・検討体制)								
H30.7~R1.5		検討ワーキング、検討会議				ホテル条例の改正について(方針、改正案等)(ワーキング全9回、検討会議全4回)								
H30.10~R1.5		検討委員会(第三者機関)				ホテル等建築の適正化に関する条例の在り方及びホテル等の建築に必要な事項について(全4回)								
R1.5.13		検討委員会(第三者機関)				答申								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。				(政策調整会議)								
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	生活衛生課	都市建設総務室	情報公開課	こども・若者支援課	建築・住まい政策課	企画政策課	商業観光課	交通・地域安全課	都市計画課				
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>ホテル旅館組合からの主な意見は、 駅から遠いホテル等では食堂の需要もあるが、駅から近いホテル等では、近隣の飲食店やコンビニを利用する客が多いので、食堂の設置義務が廃止されるとニーズに合わせた計画がしやすくなるとの意見があった。 ○ 条例施行前に建てられたホテル等について、条例の基準に適合するよう努力規定を追加することだが、どのように事業者等にアプローチしていくのか。 パブリックコメントの実施に合わせて10月に実施する事業者向けの説明会で周知を行う。また、条例施行後は、窓口相談の際に適切な指導を行っていく。 ○ 完了検査について、申請者の負担にならないよう、旅館業の許可に関する検査と日程を合わせる等、生活衛生課と連携したほうが良い。 承知した。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>○ 他市の事例はどうなっているのか。 県内特定行政庁では、厚木市、茅ヶ崎市、大和市、鎌倉市が類似の条例を制定している。また、政令市では、新潟市、さいたま市、堺市、熊本市が類似の条例を制定しており、このうち、さいたま市は本市と同様に、全てのホテル等を対象とした構造規制となっている。 ○ 住宅宿泊事業法との関係は。 事業が年間180日を超えない範囲内であれば、用途は住宅であるので、条例の対象にはならない。180日を超えると旅館業の許可が必要になり、ホテル条例の手続きの対象となる場合がある。 ○ 旧4町のホテル等も規制の対象となるのか。 旧4町の編入後に確認済証の交付を受け建築(用途変更含む。)されるホテル等については現行条例を適用するものとなっている。</p>													

## 事案の具体的な内容

### 1 事案の概要

旅館業法の改正による国の規制緩和の流れや、ホテル等の在り方が変化してきていること等を踏まえ、ホテル条例の意義、規制対象、規制方法等について抜本的な見直しを行った結果、現行条例の目的に反するホテル等の建築の防止という効果は維持しつつ、時代に合った基準とするためにホテル条例の一部改正を行うもの

### 2 改正内容

#### (1) 建築に対する市長の承認の要件について

##### 【ホテル等の基準】

- ・ 食堂等、会議室等の設置義務の撤廃
- ・ 旅館業法の改正により認められた、ICT設備によるフロント代替設備の一部容認
- ・ その他ホテル等の実情を加味した基準の変更 等

##### 【ホテル等の基準全体にかかる適用除外規定】

- ・ ホテル等の基準全体にかかる適用除外規定の対象の追加  
(簡易宿所のみ 旅館・ホテルも対象とする)
- ・ ホテル等の基準全体にかかる適用除外規定の適用に対する公平性の向上  
(市長が認めるもの ホテル等建築審議会の同意を得て市長が認めるもの)

#### (2) 手続の追加について

- ・ 市長の承認後に計画を変更しようとする場合の規定の追加
- ・ 完了検査等の規定を追加

#### (3) 規制の実効性について

- ・ 完了時の検査を義務化
- ・ 建築後にホテル条例の基準に適合しない構造等に変更された場合の原状回復又は是正命令の追加と、その命令に違反した場合の罰則の適用

#### (4) ホテル条例施行前に建築されたホテル等に対する規制について

ホテル条例に定める「建築」以外の工事を行う場合に、ホテル条例の基準に適合させるように努力規定の追加

#### (5) その他所要の条文整理

手続の実態等を踏まえ、従来の「届出」を「申請」、「同意」を「承認」に改める等、所要の条文整理

### 3 関係条例の改正

相模原市ホテル等建築審議会の目的について、現行の「同意に関し必要な事項を調査審議する」ことに加え、ホテル等の建築の適正化に関し必要な事項についても調査審議等ができるよう、附属機関の設置に関する条例(昭和37年条例第17号)の改正を行う。

### 4 今後のスケジュール

令和元年	5月～	検察協議
	7月	庁議
	9月	議会への情報提供(部会)
	10月	パブリックコメント、事業者向け説明会の実施
	12月	議会上程
		(周知期間3か月)
令和2年	4月	施行

### 5 市民等への周知

令和元年10月 パブリックコメント、事業者向け説明会の実施

### 6 実施による効果

ホテル等を建築する際に、より実情に応じた計画が可能となる。

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 11 日

案件名	就学指導委員会の見直しについて													
所管	教育	局区	学校教育	部	青少年 相談センター	課	担当者		内線					
概要	就学時から就学後にわたる一貫した支援を一層充実させるため、就学指導委員会が担うべき機能を整理・拡充し、同委員会の設置目的及び名称を実態に合わせて改正するもの													
審議内容(論点)	就学指導委員会が担う機能の整理・拡充について 就学指導委員会の設置目的及び名称の変更について													
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名												
審議日	関係課長会議	令和元	年	7	月	1	日	政策調整会議	令和元	年	7	月	17	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会上程時期	令和元年12月	定例会議	報道への情報提供	なし						
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし							
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし									
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況							
	総務法制課		条例改正の内容について				調整中							
	情報公開課		条例改正の内容について				調整中							
	打合せ・会議の経過													
	月日	会議名等				内容								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 ( 政策調整会議 )													
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)	情報公開課(代)	企画政策課	障害政策課(代)	保育課(代)	中央子育て支援センター	陽光園	学校教育課	教育センター(代)	教育総務室	青少年相談センター			
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>文部科学省から平成25年9月に「学校教育法施行令の一部改正について」が通知されて5年が経過しているが、条例の改正がこの時期になった理由は何か。</p> <p>同通知で掲げている就学指導委員会の拡充すべき機能については、どのように反映すべきか検討を重ね、整理し、対応してきたが、本年度から医療的ケア児への看護師配置事業を開始したことも踏まえ、これまで委員に個別に助言を求めてきた新就学児及び既就学児に対する実施の可否について、同委員会の意見として得ることが適切であるため、条例に掲げる同委員会の設置目的の変更が必要であると判断した。</p> <p>就学指導委員会の名称が、「教育支援委員会」になることは、就学先決定の仕組みが変わった中で、現在行っている取組に合ったふさわしい名称になっており、良い方向に進んでいる印象がある。</p> <p>機能の拡充と名称の変更に伴い、現行20名の構成員も変更されるのか。</p> <p>変更はない。</p> <p>審議内容に、既就学児の医療的ケア等の合理的配慮の提供の妥当性に関する審議が加わることにより、審議回数の増加や審議時間の延長が必要になるのか。</p> <p>現行の開催方法からの変更はない。年4回の開催回数と時間の中で、効率的に審議を行っていただく。</p> <p>教育支援委員会への名称の変更に伴い、「就学指導に関する連絡調整会議」の名称の変更も必要ではないか。</p> <p>変更を予定しているが、名称については検討中である。</p> <p>* 検討の結果、名称を「教育支援委員会連絡調整会議」にすることとした。</p> <p>医療的ケア以外の合理的配慮の提供の妥当性についても審議を行うことがあるか。</p> <p>必要に応じて審議を行う。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>幼稚園における医療的ケア児に係る情報を共有する体制は整備されているのか。</p> <p>就学指導に関する連絡調整会議の中で、情報を共有している。</p>													

(1) 事案の概要

「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年文部科学省通知655号)において、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえ、就学指導委員会の機能の拡充と名称の変更等について、適切に対処することが求められている。

これを受け、より効果的に一貫した支援を行うために、就学指導委員会の拡充すべき機能を掲げた中教審報告をどのように反映すべきか検討を重ねた結果、全ての機能を就学指導委員会が担うのではなく、機能を分担し、日常業務で対応すべきものは教育委員会等が、専門的見地を要するものは就学指導委員会が担うことが適当であると整理した。そのうち、合理的配慮の妥当性等については、現状、新就学児のみならず、既就学児も含めて就学指導委員会の委員に個別に助言を求めている。

このような実態や、既就学児への支援についても同委員会から助言を得ることが適当であると整理した中で、「就学に関する事項について審議すること」のみとなっている現行の条例における設置目的は、同委員会のあるべき姿にそぐわないものとなっている。

このため、就学時からその後における一貫した支援の一層の充実に向け、条例における設置目的を改正し同委員会の機能を拡充するとともに、その実態に合わせた名称へと変更する。

(2) 事業スケジュール

- 令和元年7月 庁議
- 令和元年12月 改正条例案上程
- 令和2年4月 施行

(3) 市民等への周知、合意形成

特になし

(4) 事業経費・財源

特になし

(5) 財源確保の考え方

特になし

(6) 事業実施の効果

・既就学児の合理的配慮の妥当性等、就学後の支援の在り方についての審議が可能になる。

(7) 就学指導委員会の設置目的及び名称の変更について

附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
相模原市 就学指導委員会	小中学校及び義務教育学校への就学において障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の <u>就学に関する事項</u> について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	20人以内	1年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）



附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
相模原市 教育支援委員会	小中学校及び義務教育学校への就学において障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の <u>就学及び支援に関する事項</u> について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	20人以内	1年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）

第3回 政策調整会議 議事録

令和元年7月17日

1 総合計画等の進行管理の1次評価について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

- 施策37「魅力ある観光の振興」の指標70「入込観光客数」について、天候不順による大型イベントの中止が原因でC評価となっているが、例えば中止となったイベントも考慮して評価する方が妥当ではないか。

指標の評価は、施策の達成率を客観的に測るためイベントの中止などは考慮していないが、総合評価では考慮している。

- 次期総合計画においては、指標の妥当性についても留意されたい。  
行政の取組とは無関係に、外的要因の影響により評価が左右されてしまう指標が存在していることは課題として認識しているため、次期総合計画においては、外的要因をできる限り排除した指標を設定することとして検討中である。

- 次期総合計画においては、重点プロジェクトごとに指標を設けるなど、施策ごとの指標のみではなく、横断的な取組による成果を捉える指標もあった方がよいのではないか。  
重点プロジェクトにも指標を設ける方向で検討中である。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

合併前に建築された旧津久井4町のホテルは規制の対象とならないのか。  
今回の改正により、条例の基準に適合させる努力義務を適用させることができる。

○ ICT設備の導入によってフロントが無人的になってしまうと、防犯面での問題が懸念されないか。

あくまでフロントの代替機能として認めるものであり、有事の際における迅速な対応を可能とする設備を備えることや、宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えることが旅館業法施行規則に定められている。

○ 条例案では「ICT設備」と記載されていないが、具体的に記載した方が良いのではないか。

○ 国の規制緩和の流れやホテル等の在り方の変化があるものの、「青少年の健全な育成や市民の快適で良好な生活環境の実現」という本条例の目的は変わることはないと理解してよいか。

そのとおりである。

○ ホテルの大規模改修についても本条例は適用されるのか。

建築基準法に規定する新築、増築、改築(規則で定める増築又は改築を除く。)、大規模の修繕、大規模の様替を行う際に適用される。

○ 本条例の対象となるホテル等の建築は、どの程度の頻度で行われるのか。

毎年1件程度、建築の申請がある。

○ 他自治体において、本市のような条例がない場合はどのように規制しているのか。

ラブホテルを定義した上で立地を規制する条例や、旅館業法施行条例、まちづくり条例などで対応している事例もある。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

## (3) 特記事項

なし

## 3 就学指導委員会の見直しについて

(説明者：学校教育部長)

### (1) 主な意見等

学童保育においても障害のある子どもへの対応は可能なのか。

現在でも、医療的ケアを必要とする子どもが学童保育を利用するケースがあるが、基本的には保護者に対応していただいている。

また、発達障害のある子どもに対しては、指導員の配置増などで対応している。

- 「教育支援」というと、学力保障なども含む広範な言葉として捉えられないか。インクルーシブ教育の推進が趣旨であるならば、例えば「インクルーシブ教育推進委員会」などの名称にした方が馴染むのではないか。  
他の自治体においても「教育支援委員会」という名称が一般的であることなどを踏まえ、本市においても同様の名称としている。
- 本委員会の見直しに当たり、保護者の意見は聞いているのか。  
これまでの「就学指導委員会」という名称では、「就学先が指導され決められてしまう」というイメージがあり、抵抗感があるとの意見はいただいている。
- 「就学支援」という名称とすれば、「教育支援」より絞った意味合いとなり分かりやすくなるのではないか。  
「就学支援委員会」という名称も案として上がったが、教育相談から始まり、就学先の決定時のみならず、その先の一貫した支援も行うという趣旨を勘案すると、国が示した例である「教育支援委員会」という名称が適当と考えている。
- 配慮を必要とする子どもに対して、就学先だけでなくその先の一貫した支援を行う趣旨を踏まえると、対象者を絞っていることが分かるようにした方が良いと考える。
- 委員会の構成員は20名以内と条例で規定しているが、現行は15名である。今後、機能を拡充するのであれば、構成員を増やす必要があるのではないか。  
見直し後の委員会においても医師や心理士など、現行と同様に含まれていることから、今後も同じ構成でも十分機能は果たせるものと考えている。
- 幼稚園や保育園から小学校へ円滑に移行するための支援が重要であることから、幼稚園長や保育園長を増やすと良いのではないか。
- 機能の拡充に伴って審議の範囲が広がることが想定されるため、委員会の開催回数についても増やす必要があるのではないか。  
就学に関わる審議の効率化を図りながら運用することから、現行と同様に4回開催で実施する予定である。
- 本日の議論における意見や課題については改めて整理していただき、次回以降、報告すること。就学指導委員会の見直しについては課題を整理した上で進めてもらいたい。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

## (3) 特記事項

なし

以 上